

(別紙1：新旧対照表)

○「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
(略)				(略)			
別紙2				別紙2			
管理基準				管理基準			
単位：mg/kg				単位：mg/kg			
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	(略)	(略)	(略)	農薬	(略)	(略)	(略)
	ペノキスラム	(略)	(略)		ペノキスラム	(略)	(略)
	<u>ヘプタクロル</u>	<u>稲わら</u>	<u>0.2</u>		(新設)	(新設)	(新設)
		<u>稲発酵粗飼料</u>	<u>0.2</u>		(新設)	(新設)	(新設)
		<u>粃米</u>	<u>0.2</u>		(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
注1～9 (略)				注1～9 (略)			

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令並びに飼料の有害物質の指導基準及び管理基準についての一部改正について（概要）

1 現行制度の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて飼料の成分規格を定めることができるとされており、当該成分規格は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）において定められている。

このうち、飼料に含まれる農薬の成分である物質については、成分規格等省令別表第1の1の（1）のセ及びソの表において、飼料に超えて含まれてはならない量（以下「残留基準」という。）を平成18年5月に暫定的に定め（以下「暫定基準」という。）、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果や、国内外での農薬の使用基準（農薬の使用方法）の変更等を踏まえ、適宜見直しを行っている。

なお、セの表は、飼料の原料について、原料ごとに残留基準を定めるものであり、また、ソの表は、飼料の原料を配合した飼料（配合飼料）について、給与対象となる家畜ごとに残留基準を定めるものである。

また、稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米の飼料に含まれる農薬の残留基準は、飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知。以下「管理基準通知」という。）において定められている。

2 改正の概要

今般、成分規格等省令別表第1の1の（1）のセ及びソの表並びに管理基準通知に掲げる農薬の成分であるフィプロニル及びヘプタクロルについて、食品安全委員会から食品健康影響評価の結果が答申されたことから、当該評価結果を踏まえ、フィプロニル等の暫定基準を見直し、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）及び管理基準通知を次のように定めることとする（具体的な残留基準は次頁以降のとおり。）。

なお、本改正案は、農業資材審議会（飼料分科会）に意見を聴き、令和元年12月に適当である旨の答申を得ている。

（1）フィプロニル

- ① 牧草については、国内及び牧草の輸入先国において使用されていないことから、牧草に係る残留基準を削除する（セの表）。
- ② えん麦、大麦、小麦、とうもろこし、マイロ及びライ麦については、国際的に、

現在使用されている農薬の残留基準は飼料の原料に設けることとされていることから、それぞれの飼料の原料に残留基準を新たに設ける（セの表）。

③ ②により、飼料原料の段階でリスク管理措置を講ずることとなるため、配合飼料に係る家畜ごとの残留基準を削除する（ソの表）。

（２）ヘプタクロル

稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米の残留基準を新たに設ける。

3 施行期日

（１）フィプロニル

2①の改正（改正省令第1条）については、公布の日から施行する。

2②及び③の改正（改正省令第2条）については、環太平洋パートナーシップ協定（T P P協定）第7. 13条の規定により、最終的な衛生植物検疫措置を公表する日と当該衛生植物検疫措置を実施する日との間に6か月を超える期間を置くべきとされている（貿易を円滑にする性格のものである場合を除く。）ことから、公布後6か月を経過した日から施行する。

飼料又は飼料原料	基準値 (mg/kg) (規制対象物質：フィプロニル)		改正する表	改正省令 条文	施行期日
	見直し前	見直し後			
<u>牧草</u>	<u>0.2</u>	削除	セの表	第1条	公布の日
<u>えん麦</u>	(新設)	<u>0.002</u>		第2条	公布後6月を経過した日
<u>大麦</u>	(新設)	<u>0.002</u>			
<u>小麦</u>	(新設)	<u>0.002</u>			
<u>とうもろこし</u>	(新設)	<u>0.02</u>			
<u>マイロ</u>	(新設)	<u>0.01</u>			
<u>ライ麦</u>	(新設)	<u>0.002</u>			
<u>牛、めん羊、山羊及び しか用飼料</u>	<u>0.02</u>	削除	ソの表		
<u>豚用飼料</u>	<u>0.02</u>	削除			
<u>鶏及びうずら用飼料</u>	<u>0.01</u>	削除			

(2) ヘプタクロル

稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米の基準については、新たに定めるものとなることから、管理基準通知の通知日から6か月を経過した日から適用する。

飼料又は飼料原料	基準値 (mg/kg) (規制対象物質：ヘプタクロル及びヘプタクロルエポキシド)		改正する表	適用
	見直し前	見直し後		
牛、馬、めん羊、山羊及びしか用飼料	0.02	0.02	—	—
豚用飼料	0.02	0.02		
鶏及びうずら用飼料	0.02	0.02		
牧草	0.02	0.02		
<u>稲わら</u>	(新設)	<u>0.02</u>		
<u>稲発酵粗飼料</u>	(新設)	<u>0.02</u>		
<u>粃米</u>	(新設)	<u>0.02</u>		

※ 下線部分は改正部分

※ 馬の基準は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和2年6月1日農林水産省令第40号）により公布、令和2年12月1日施行



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に
関する省令の一部を改正する省令
(農林水産七)

○商業捕鯨の実施等のための鯨類科学
調査の実施に関する法律施行規則の
一部を改正する省令(同七二)

○大気汚染防止法の一部を改正する法
律の施行に伴う環境省関係省令の整
備に関する省令(環境二五)

〔告 示〕

○資源管理基本方針
(農林水産一九八二)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

参加者の有無を確認する公募手続に
係る参加申込書の提出を求める公
示、独立行政法人国立高等専門学校
機構令和元事業年度財務諸表、日本
私立学校振興・共済事業団共済規程
の一部変更関係

六 三 五 四 三 一

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関
係
会社その他
会社決算公告

二
三
元

省 令

○農林水産省令第七十一号
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第三条第一項の
規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定
める。

令和二年十月十五日

農林水産大臣 野上浩太郎

(新設)	えん麦	0.002mg/kg
	大麦	0.002mg/kg
	小麦	0.002mg/kg
	とうもろこし	0.02mg/kg
	ライロ	0.01mg/kg
(略)	ライ麦	0.002mg/kg
(略)	(略)	(略)

ノ 次の表の第1欄に掲げる農薬の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる家畜等（法第2条第1項に規定する家畜等をいう。以下同じ。）を対象とする飼料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)

タ～テ (略)
(2)～(5) (略)
2～5 (略)

(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

ノ 次の表の第1欄に掲げる農薬の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる家畜等（法第2条第1項に規定する家畜等をいう。以下同じ。）を対象とする飼料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
フイプロニル	牛、めん羊、山羊及びしか 豚 鶏及びうずら	0.02mg/kg 0.02mg/kg 0.01mg/kg
(略)	(略)	(略)

タ～テ (略)
(2)～(5) (略)
2～5 (略)

附 則
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えた日から施行する。